第２回　富田林市立みどり保育園民営化移管法人選定委員会　会議録

開催日時：平成 22（2010 年）11 月 19 日（金）18：00～20：20
場　　所：市役所 2 階 201 会議室
出 席 者：岸岡委員、金城委員、阪井委員、武島委員、寺田委員、中尾委員、農野委員、
美坐委員、和田委員
事務局（和田子育て福祉部長、阪本子育て福祉部次長、青木保育課課長補佐）

会議記録
１．開会
２．議事
委員長：最初に、移管法人選定方法および評価基準について検討を行いたい。事務局より説明をお願いする。
事務局：移管法人の選定方法については、募集要項にもあるように、書類審査、プレゼンテーションおよびヒアリング審査、実地審査を予定している。
応募書類は、募集要項に示す応募資格を有しているか、保育所整備・運営要領に沿った計画であるかを点検し、いずれも書類上は問題がないと判断をしたので、委員にお配りしたところである。
書類審査以降は、別途定める選定基準に基づき各委員で行っていただくことになるが、別紙の通り評価基準（案）を作成したので、後ほど改めて説明する。また、応募が３法人であったので、審査は応募法人すべてを対象とさせていただきたいと考えている。
プレゼンテーション・ヒアリング審査では、最初に、できるだけ条件を同じくした状態で、応募の動機や法人からＰＲ等を聞きたいと考えている。その後、書類で読み取れないことの確認や、記載内容の再確認を行うため、ヒアリングを行う。
ヒアリングについては、できるだけ共通した質問を行い、その後で各委員から自由に質問していただきたい。統一の質問項目を資料に例示させていただいたが、これについて、後ほど意見を賜りたい。審査時間は、プレゼンテーション 10 分、ヒアリング 30 分、インターバル 10 分とし、1 日で 3 法人の面接を行う計画である。
実地審査は、実際に運営保育所に出向き、保育や施設内容、運営状況についての確認を行うもので、今回の応募では府内各所に離れているため、2 日をかけて実施する。
なお、■■■■については、複数保育所を運営されているが■■保育園の見学が最もよいと考えている。
各審査の評価基準（案）は別紙のとおりであるが、委員がやむを得ず欠席されることも考えられるので、それぞれの審査での採点者での平均点を最終的な評価点とするのがよいと考えている。
委員長：事務局からの説明に対しての意見を伺いたい。
委　員：書類審査の配点が多いのではないか。

委　員：整備・運営要領に書かれている部分までを確認して応募資格に達していると判断されたのか、それとも書類が揃っていることをもって達していると考えるのか。

事務局：記載が十分でないとも思える書類もあったが、そのような点は、ヒアリング等で確認しながら進めていただくのがよいと考えている。今回の民営化には非常に高い条件を設定しており、時間も十分でなく間に合わないという事情は考えられる。

委員長：書類の書き込み方が不慣れな法人もあり、書類審査での評価が余り高くなかったが、実際にはよい保育を実践していた事例、またその逆の事例も経験している。そういった意味で、今回の書類審査の配点は高いと感じられるのかも知れない。

事務局：今回の応募で2法人は民営化の経験がある。残り1法人は経験がないので、差が出ているのかもしれない。

委員長：審査の採点方法をもう一度確認したい。

事務局：書類審査、ヒアリング審査、実地審査のそれぞれの審査で、委員の採点の平均点を出し、その合計で評価判断をするという案である。

委　員：5点の配点項目と10点の配点項目があり、何らかの基準がないと採点し難い。

事務局：5点満点でいうと、平均的と考えられるものを3点、それよりやや劣るものを2点、いかがなものかと考えられるものを1点。同様にややよいと思われるものを4点、優れているものを5点とし、10点満点の場合は、5点評価を2倍するというように考えてもらいたい。

委員長：足切りは設けるのか？

事務局：他市と比較して高い移管条件を示しているので、その条件を承知で応募されているということは、応募法人は優秀な法人であると言える。その中から最も良い法人を選定するのであるから、さらに足切りする必要はないと考えている。

委　員：書類は、募集要項と照らし合わせることで客観的に採点しやすいが、ヒアリングや実地審査は、主観が多く入り、的確に点数化する自信がない。その意味では、書類の配点が全体の半分というのは妥当性がある。

委員長：書類は形として残り契約内容に近いものを示すものでありる。このような拘束力を持つものに高いウェイトを置くという観点では事務局案も評価できるのではないか。

委　員：他市の事例であるが、応募書類で書かれている内容について、ヒアリングで具体的なビジョンが示せなかった法人があった。ヒアリング後に、書類審査の点数を見直して総合的な採点とすることができれば、この配点でもよい。

委員長：各自採点された結果を集計して、次回のヒアリング審査までに配布することはできるか、検討する必要がある。その前に、採点方法や評価シートの内容配点について何か意見はあるか。

委　員：応募書類では人員配置などで大きな差があるが、書類審査の評価基準は、募集要項などの条件を網羅したものになっているのか。

事務局：おおむね網羅していると考えている。

委　員：すると、どの法人も少なくとも3点はあると考えてよいのか。

事務局：一概に3点とは言えないが、書類に記載がない部分は、ヒアリング等の内容を加味して採点してほしい。

委　員：クリアしている項目は削除するなど、もう少し項目を減らすことはできないか。

事務局：評価基準は応募書類の提出前に作成されるべきものであると考えている。

委　員：内容を見て「この内容であれば任せられる」というのが評価の基本となるだろう。他市では60点で足切りという事例があった。

事務局：もともとの条件が高いので50%を基本とし、それを超えていれば一定任せられる法人と言えるのではないか。

委員長：各自、自分の物差しの中で「任せられる」のかどうかを目安の基準として採点し、審査のつど修正しながら進めさせてほしい。

事務局：最終的な評価シートを作成しお送りするので、採点後に送り返してもらい、次回の委員会でフィードバックさせてもらう。次回委員会のヒアリング終了は午後8時20分を予定しているが、その後で協議時間を確保できるか。

委員長：集計結果を見せてもらう程度の時間でよい。最終的に、配点はこれでよいか。

委　員：ヒアリングや実地審査後に修正が可能であればよい。

委員長：それでは、評価について、配点は事務局案の通りとし、絶対的な基準は5割を目処にする。また、採点の修正も可能ということとして進める。

　つぎに、具体的な日程の説明をお願いする。

事務局：第3回選定委員会はプレゼンテーション・ヒアリング審査となり、11月26日（金）、午後6時から201会議室で実施する。1法人につきプレゼンテーション10分、ヒアリング30分の計40分とし、プレゼンテーションは途中であっても時間経過した時点で打ち切らせていただく。第4回および第5回選定委員会は実地審査であり、11月30日（火）、12月2日（木）の両日に行う。審査時間は、1園あたり90分程度を見込んでいる。

委員長：実地審査に行っていただく委員は、よろしくお願いする。では、書類審査について事務局から説明をお願いする。

事務局：これまでの経過から報告する。10月1日の選定委員会のあと、最終的な応募様式の調整を行い、10月7日から募集要項等の配布を開始した。あわせて、市のウェブサイトに募集告知し、府内で保育所運営されている社会福祉法人にダイレクトメールを発送した。

　10月12日には社会福祉法人対象の説明会を開催し、府内10法人が参加された。その後、3法人から募集内容についての質問があり、説明会に参加された10法人に対して、10月20日にその回答をお送りした。応募受付は、11月8日から12日まで行い、計3法人から書類が提出された。事務局では事前審査を実施し、応募書類の写しを15日から17日の間に各委員に配布したところである。なお、配布の際に、各法人の施設の計画面積、人員配置予定や法人の財務内容についての一覧表と、専門用語の説明資料を添付させていただいた。

　このうち、財務内容の比較表は、本部会計と施設会計、公益事業も含めた全事業の合計額で算出している。

提出書類について補足すると、■■■の応募書類で、理事長の納税証明に代えて源泉徴収票が添付されているが、税務当局から納税証明にかわる物として差し支えないと確認しているので、そのまま受理している。

■■■については保育所の設置認可書が添付できていないが、当該法人が設立されて以降、第2種社会福祉事業である保育所の運営をされていることが登記簿および法人設立認可書により確認できており、監督行政庁である堺市の確認もできることから、法人の設立認可書の写しを参考に添付することで、資格確認に代えさせていただいた。引き続き所在確認中である。また、納税証明書と課税証明書を錯誤されていたので、改めて提出をお願いしている。

以上を踏まえて、いずれの法人も、最終的には応募資格に問題がないと判断している。

2法人以上の応募があったことから、再募集の必要はなく、この3法人から選考をお願いしたい。

委　員：納税証明が取れないので仕方ないが、源泉徴収と納税とは本来は別個のものであることは今後留意されたい。

委員長：引き続きこの3法人で選考作業に入ることを確認してよろしいか。

（異議なし）

委員長：それでは事務局から事前審査の報告をお願いする。

事務局：応募内容について、整備・運営要領や社会福祉法人の指導監査に関わる項目で課題がないかという点を確認した。特徴のある内容や、提出書類から整備運営要領で提示した項目の確認が取れない内容について報告する。

まず■■■は、入所定員を現行の150人から20人増しの170人と設定されている。当該法人は、保育所3園の運営のほか公益事業として企業委託型の保育サービス事業も実施しており、法人としての規模は大きい。

応募書類では、障がい児保育や乳児保育にあたる保育士の配置について内容が確認できないので、ヒアリングもしくは実地審査で確認が必要ではないかと思う。

次に■■■は、障がい児保育に関するノウハウが非常に豊富であることが添付資料から伺うことができるが、保育士の配置については特に記載がなかった。また、乳児保育にあたる保育士の配置、休園日の設定、児童の健康診断、三者協議会の設置についても特に記載がなかったので、ヒアリングなどで確認の必要があると考える。

次に■■■は、各様式とも非常に簡潔な記載となっている。引継ぎの職員派遣や受け入れ、また、障がい児保育、乳児保育に関する保育士の配置、休園日の設定、児童の健康診断、三者協議会の設置について記載がないので、確認していただくほうがよいと考える。また、審査に直接影響がある事項ではないが、法人役員のうち、監事が学識経験または地域福祉に携わられた方であるかどうかの確認も必要と考えている。

財務内容については一覧表のとおりであるが、府の施設整備にあたって助成を行う上での最低基準である審査基準に規定のある、流動比率、固定長期適合比率、自己資本比率については、3法人とも基準をクリアしていた。なお、詳細な財務分析については専門的な知識が必要なので、後ほど委員からご教示いただきたい。

委員長：各法人の財務内容についてどのような状況が読み取れるのか、■■委員からご教示いただけないか。

委　員：まず着眼するのは、貸借対照表の純資産の部である。これが大きいほど、経営が安定していると考えられる。数字で見ると3法人とも優良であるといえる。

委員長：補助金を有効に活用しているかどうかは、表のどの部分を見ればよいか。

委　員：流動比率を見るとよいが、企業であれば100以上あればよい。

委員長：■■■の流動比率が大きく変動しているが。

委　員：例えば新しい法人であれば、大きな変動が考えられる。

事務局：■■■は最近施設整備を行われたのが影響しているのではないかと考えられる。運営資金や、施設整備の借入も大きい。

委員長：収入と人件費の比率も注目したい。

事務局：事業活動収支計算書の比較を見てもらうと、事業活動収入と人件費支出の比率を見ると、3法人とも60～70%であることがわかる。

委員長：子どもの施設であれば、だいたい6割である。退職があれば下がることもある。

委　員：■■■は経験年数の長い人が多いせいか、比率はやや高いようである。

委員長：財務分析では、3法人とも大きな問題はないようである。

委　員：図面で3法人の敷地形状が違うのはなぜか。

事務局：市の事情により、募集時に具体的な敷地を提示できなかったためであり、面積のみ提示し、その広さで法人が理想とする施設を図化してもらった。

委　員：変わる可能性があるのか。

事務局：変わるものと考えてほしい。そのため、評価の配点は低く抑えている。

委　員：■■■の図面は非常に具体的な敷地形状であるが。

事務局：要項に周辺地図を添付しており、来年に着工できる場所はある程度限定されるので、法人が推測された結果ではないか。

委　員：2階に乳児室を置くことは問題ないのか。最終的に決定した法人と協議して、配置を再考することは可能か。

事務局：話し合いは可能である。

委員長：図面は形のないものを形にするものであり、法人の保育に対する考え方が一番良く分かる資料になる。一般的には、保護者会と話し合いをしながら決めていくことになる。

委　員：ヒアリングなどでそういった部分を聞き出していきたい。

委員長：かなり慌てて出されたのか、■■■は書類の整合性がとれない部分がある。

事務局：園長一人で作成されたようで、そういう面はあるかも知れない。

委員長：例えば、保護者が始めた共同保育所から発展したといったような、法人のルーツがわかれば参考になる。

委　員：書類の差し替えは認めるか。

委員長：差し替えを認めると、他の法人との平等性が損なわれる。必要であれば、全ての法人に追加資料を求めてはどうか。また、財務内容以外の着眼点はどうか。

委　員：たとえば、具体的な実行方法はどうか、一歩踏み込んだ点が書かれているかといった点は、見ておくほうがよいだろう。また、家庭の保育力や幼保一元化について、聞いてみたい。

委員長：それぞれの法人が出している保育方針、保育内容について、保護者としてヒアリングや実地で聞かれたほうがよいだろう。

委　員：みどり保育園を引き継いでいくことを基本として、評価をしていきたい。実地審査では、特に子どもや保育士の様子を見ておきたい。

委員長：施設面では、調理室の扉や、園庭や砂場など日頃使っている場所の手入れを見てほしい。

委　員：着眼点を分かりやすく、たとえば子どもの表情がいきいきしているかという評価の着眼点に保育士の表情も追加してほしい。

委　員：地元をよく知っている法人に民営化を受けてもらうほうが、情報交換もしやすいし、安心できるという面もある。

委員長：特定の法人が多くの施設を運営することで、競争が働かなくなる恐れもあるので、「地元の法人に」というのは一長一短であろう。

委　員：保育所に関する基本的な指針や指導方針はないのか。

事務局：現在、府が保育所整備の認可権限を持っているが、その指導の中で協議を行いながら事業を進めている。以前はさまざまな制限もあったが、現在は規制緩和が進んでいる。

委員長：ヒアリングでどの委員がどのような質問をするかを詰めておきたい。■■委員には財務面での質問をピンポイントでお願いしたい。私と、■■委員、■■委員はもっぱら聞かせていただいて、補足的に質問したいと考えている。

委　員：私は、給与や福利厚生の点を特に聞きたいと考えている。

委員長：初任給や平均給与、福利厚生などの状況を事前に聞いておくことは可能か。

委　員：勤続年数も必要である。

委　員：制度だけでなく実績も聞く必要がある。

委員長：初任給や平均給与、勤続年数、育児休業、その他福利厚生について資料提出をお願いして、それ以外はヒアリングで聞いていただくことにしたい。

事務局：勤続年数は資料提供をお願いする予定であったので、先ほどの意見を参考に追加資料を依頼する。

委員長：それでは、ヒアリング審査の評価表の①③④を■■委員、⑤から⑨を■■委員、■■委員、■■委員で分担してもらいたい。保育内容については時間を割いて、できれば、質問に時間をかけず返答に時間をかけるようにお願いする。

委　員：質問はどのようなものでもよいか。

委員長：回答が「はい」「いいえ」で終わるものでなければ、どのようなものでもよい。
■■委員には⑩をお願いする。質問は、この評価表の順番で。

委　員：法人からどのような方が来られるか。

事務局：理事長、施設長予定者を含めて職員３人までと指定しているが、理事長についてはお忙しかったり、ご高齢であったりするので、少し大目に見る必要があろう。

委員長：審議しなければならないことは以上である。評価表はいつごろになるか。

事務局：月曜日にはお送りする。

委員長：今、事務局案をコピーしてもらえれば、郵送する手間も省ける。

事務局：それでは、この会議が終わってから少し待っていただきたい。書類審査以外の評価表は後日お配りする。

委員長：採点された評価表の郵送はしたくないので、ヒアリングの当日持ってきてもらい、審査中に事務局で集計し、審査後に配布をお願いする。

３．閉会